（様式第３）

　2023（令和５）年XX月XX日

リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業事務局長　殿

代表事業者 住所

　　 氏名 　（法人の名称）

　　（代表者の役職・氏名）

共同事業者 住所

共同申請の場合、取りまとめて提出する事業者を事務局では代表事業者として扱います。代表事業者を先頭に記載し、共同事業者をその下に記載してください。

※記載内容についての事務局からの問い合わせは、代表事業者に行いますので、ご対応をお願い致します。

　　 氏名 　（法人の名称）

　　（代表者の役職・氏名）

（共同申請の場合は、全ての事業者を続けて記載）

補助事業の詳細

1. 事業全体としての計画
   1. 支援に取り組むスキルの分野や対象とする業界等について

※別添１支援対象者と転職先の産業・企業、リスキリング講座の内容に記載

* 1. 実施スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
| 1. 募集・システム改修等 |  |  |  |
| 広報 | ６月 | ４月 |  |
| 支援対象者募集 | ７月 | ４月 |  |
| システム改修 | ６月 |  |  |
| 1. キャリア相談対応 |  |  |  |
| 面談 | ８月 | １０月 |  |
| SNSによるフォローアップ | ８月 | １０月 |  |
| 1. リスキリング提供 |  |  |  |
| ITエンジニア育成（中級） | ９月 | １２月 |  |
| ITエンジニア育成（上級） | ９月 | １２月 |  |
| マーケター育成プログラム |  | ４月　　１２月 |  |
| 1. 転職支援 |  |  |  |
| 転職準備支援 （書類添削・面接対策等） | １１月 | ３月 |  |
| 職業紹介 | １１月 | ３月 |  |
| 1. フォローアップ |  |  |  |
| 転職者へのアンケート |  | １月 | ３月 |

①～⑤の項目ごとに、事業内容を記載してください。

また、それぞれの事業内容の実施期間を表す矢印と開始・終了予定月を表内に記入してください。

各年度における目標人数を記載してください。

※2025年度は転職者のフォローアップ期間のため記入欄はありません。

* 1. 成果目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目標対象者 | 目標人数 | | |
| 2023年度 | 2024年度 | 合計 |
| 集客目標人数 | 1,400人 | 1,700人 | 3,100人 |
| 支援開始人数 | 1,000人 | 1,200人 | 2,200人 |
| 講座受講修了人数 | 900人 | 1,050人 | 1,950人 |
| 転職完了人数 | 600人 | 700人 | 1,300人 | |

* 1. 成果目標の根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 目標対象者 | 目標人数の設定根拠 |
|
| 集客目標人数 | 昨年度の年間の当社への新規登録人数が約12,000人であり、本事業の対象者となる20代～30代かつITエンジニア志望はその５割程度となっていることから十分に達成可能な水準として設定した。 |
| 支援開始人数 | 当社での既存サービスにおいて、新規登録人数のうち、キャリア面談を申し込む方は７割程度となっているため、その実績に基づいて設定した。 |
| 講座受講修了人数 | 当社での既存サービスにおいて、キャリア面談を開始した後にリスキリングを実際に受講する方はほぼ全員となっている。また、受講修了率も９割程度となっているため、その実績に基づいて設定した。 |
| 転職完了人数 | 当社での既存サービスにおいて、転職成功率が約60％となっているため、その実績に基づいて設定した。 |

各目標対象者数を確認するための  
具体的な方法をご記入ください。

* 1. 成果の取得方法

|  |  |
| --- | --- |
| 目標対象者 | 確認するエビデンス、手法 |
|
| 集客目標人数 | 本プログラム専用のポータルサイトに登録した人数を、システムのデータベースより確認する。申込時に必要な事項は全て入力しないと登録できないようにしていることから、ポータルサイトの人数を集客人数とすることが可能である。 |
| 支援開始人数 | 面談記録は実施後に担当のキャリアコンサルタントが管理システムに入力することとなっているため、システムのデータベースより確認する。 |
| 講座受講修了人数 | 各プログラムの最後にWEB上で修了試験を実施し、修了証を発行した人数が自動でデータベースに登録されるため、データベースより確認する。 |
| 転職完了人数 | 支援者に対して内定通知書の提出を求め、転職が完了した旨と入社日を確認する。 |

1. キャリア相談対応及び転職支援の計画  
   （キャリア相談対応とは、これまでのキャリアの棚卸し、本支援を通じて目指すキャリアゴールの設定、スキルの棚卸し、リスキリング講座の検討及びリスキリング講座の受講進捗・修了確認を指す。また、転職支援とは転職準備支援及び職業紹介を指す。）
2. キャリア相談対応及び転職支援の実施方法・内容

※別添３\_キャリア相談対応・転職支援の実施方法・内容に記載

1. キャリア相談対応及び転職支援の専門体制

※別添４\_キャリア相談対応・転職支援を担う専門体制に記載

キャリアの棚卸やキャリアゴールの設定、スキルの棚卸し、リスキリング講座の検討、リスキリング講座の受講進捗管理・修了確認等の質を高める上で、本事業における特徴や工夫が果たす役割を具体的にご記入ください。

1. キャリア相談対応の質を高める工夫

　リスキリング開始までに対面での面談を４回・計４時間程度と比較的長時間実施し、毎回の面談で宿題を課すことで、キャリアゴールの自律的な設定を促し、転職先の業界・業種及びそれに基づくリスキリング講座の選択を本人に伴走しながら進めていく。  
　また、リスキリング開始後は、月１回の面談のほかに適宜チャットでのやり取りを行うことで、利用者の受講進捗を綿密に把握し、個人に合ったモチベーション管理・アドバイスを行うほか、リスキリング開始前から利用者の意向に変更があった場合でも柔軟に対応できるようにする。  
　上記を実現しながら成果目標を達成するため、事業開始時点では従事者○名で対応する予定である。

転職などの質を上げる上で、本事業における特徴や工夫が果たす役割を具体的にご記入ください。

1. 転職支援の質を高める工夫

リスキリングによって獲得したスキルを活かせる転職先を紹介するだけではなく、転職成功率を向上させるため、業界に精通したキャリアコンサルタントによる書類・面接対策を重点的に実施する。  
　上記を実現しながら成果目標を達成するため、事業開始時点では従事者○名で対応する予定である。

1. リスキリング提供の計画
2. リスキリングのために提供する講座

※別添２\_リスキリング講座一覧に記載

本事業のリスキリング講座の教育効果や修了率を高めるための工夫の内容とそれが果たす役割を具体的にご記入ください。リスキリング講座によって内容が異なる場合は、講座ごとにご記入ください。

1. リスキリング提供の質を高める工夫

リスキリング開始前に受講者にスキルシートを記入してもらうことで、各個人の現段階での理解度を把握した上でカリキュラムを設計する。また、事前に３時間の予習動画を視聴してもらうことで基礎的な事項に対する理解度を底上げし、講義・実習ではより発展的及び実務的内容の学習に専念してもらう。

講義では実務に活かせる内容を重視し、大手企業のマーケター経験者を５名程度講師に招聘する。また、受講者それぞれの理解度に応じてチームを組成し、実際に施策の立案・改善、効果測定、KPI・予算管理等を行う模擬的なプロジェクトを遂行してもらう。これらにより、知識のインプットだけではなく、転職先で即座に応用できる思考力の涵養を目指す。

また、受講進捗を確認・管理できるLMSを用意することで、自身の成長を視覚的に理解してもらう。LMS上では、講師から・受講者同士のフィードバックも受けられる。

1. 広報の計画

本事業に係る広報として実施する具体的内容を全てご記入ください。

※補助対象経費外となる広報（既存サービスのみに係る広告など）については記載不要です。

* 1. 広報の実施内容

以下の広報を実施する。  
・プレスリリースの作成・配信

・自社及び○○社におけるホームページ上での情報発信

・自社及び○○社における既存サービス「○○」「○○」会員へのポータル・メール配信

・WEB広告（ディスプレイ広告）の発信

（１）で記載した広報をどのような目的で実施し、その目的を達成するためにどのような工夫を行っているかを具体的にご記入ください。

* 1. 広報の効果を高める工夫

既存サービスには合計約○○万人が登録しており、学習又は転職に対する意欲が高い傾向にある。この層に重点的にアプローチすることで、「興味があって登録はしているものの、金銭的/時間的制約からサービスの利用には至っていない」非アクティブユーザーの発掘を行う。

４までで記載した事項以外で、本事業における特徴や工夫の内容、及びそれが事業の成功や社会に及ぼす影響について具体的にご記入ください。

1. その他、本事業においてアピールできるポイント  
   （社会に与えるインパクトやリスキリング講座・サービスの新規性・独創性、既存の自社サービスとの違い、転職率、賃金引上げの度合い等）

本事業は、リスキリング講座の受講者が従来保有するスキル・経験とプログラムを通じて学んだ内容を業務で活かせる転職先を紹介することで、転職成功率及び転職先における定着率を向上させる。そのために、リスキリング開始前のスキル・経験の棚卸し及びリスキリング後の学習内容の確認を、面談を通じて重点的に実施するほか、自社が従来保有する求人企業とのネットワークを活かして豊富な求人を紹介する。  
　また、現在人材不足と言われているエンジニアを育成することでIT業界の成長に寄与するものである。プログラムのレベルを分けることで、既にエンジニアとして働いている方やITに関する知見を有している方であっても、より高度なスキルを身に着けることができる。

1. 誓約事項

申請時及び事業実施期間中において、以下の内容について誓約すること。  
※各項目にチェックを入れてご提出ください

補助事業者の支援できる対象者の要件である、以下を遵守すること。

①補助事業におけるキャリア相談対応の支援開始時（補助事業者への登録時及び初回キャリア面談時）に在職者である方に限定して支援を行うこと

②雇用主の変更を伴う転職を目指していない方（リスキリング講座の受講のみが目的の方等）への支援ではないこと

キャリア相談対応の要件である、以下を遵守すること。

①キャリア相談対応段階と転職支援段階を合わせて２回以上（１回あたり30分以上）直接対話する形式での面談を実施すること

②キャリア相談の従事者は、キャリアコンサルタントの資格を有する、又は２年以上のキャリア相談対応の実務経験を有していること

③キャリア相談の従事者を束ねる管理責任者は、キャリアコンサルタントの資格及び５年以上のキャリア相談対応の実務経験を有すること

④従事者15名につき、管理責任者を１名配置していること

リスキリング提供の要件である、以下を遵守すること。

①職業との関連が明確な学びであること（趣味や教養の取得が目的である学びではないこと）

②受講期間が12ヶ月を超えないこと

③受講時間が15時間以上であること（ただし、一般的に15時間未満の受講時間で取得可能な資格取得を目的としたものは対象とする）

④本事業を経由しない場合でも、同等のリスキリング講座を同価格（個人の自己負担軽減前の定価）で受けることができるものであること

転職支援の要件である、以下を遵守すること。

　①転職準備支援、職業紹介を実施すること

　②職業安定法（昭和22 年法律第141号）第30 条第１項の許可又は第33 条第１項の許可を受けている企業等が実施すること

　③キャリア相談対応段階と転職支援段階で合わせて２回以上（１回当たり30分以上）の直接対話する形式での面談を実施すること

補助対象となる事業者の要件である、以下の要件を満たすことを確認し、申請後に要件を満たせなくなった場合には、速やかに事務局に報告すること。

①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

②申請時において、過去５年間に職業安定法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、交付決定時までに是正を完了しているものを除く）

補助対象となる事業者の要件である、以下の要件を満たすことを確認し、申請後に要件を満たせなくなった場合には、速やかに事務局に報告すること。

①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

②申請時において、過去５年間に職業安定法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、交付決定時までに是正を完了しているものを除く）

補助事業者に求められる義務として、以下を遵守すること。

①公募要領「６．補助事業者に求められる義務等（２）情報収集及び報告」に当たり、事務局の目的に沿って、個人に関する情報は匿名化した状態で事務局まで提出すること

②個人へのリスキリング経費に対する補助金の支払いに際し、事務局が指定した方法により本人確認を行い、証跡を管理すること。また、事務局より指示があった場合は、証跡を提出すること

③本事業で個人情報を取得する際には、経済産業省及び一般社団法人環境パートナーシップ会議への第三者提供同意を得た上で取得すること

④補助事業に関係するアンケート調査、その他事業成果の発表等に協力していただく場合があることに同意すること

⑤「リスキリング提供」以外のキャリア相談対応、転職支援及びフォローアップにおいて、サービスを受ける個人から、サービス提供に係る費用（相談料等）を徴収しないことに同意しなければなりません。

コンソーシアム形式の申請である場合は、代表事業者が事業実施に関して全体の運営管理義務を

負うことに同意すること。